

諮問日：令和4年7月4日（令和4年度（最情）諮問第7号）

答申日：令和4年11月24日（令和4年度（最情）答申第24号）

件名：検察官が最高裁判所の定める規則に従わなかった場合、最高裁判所がとる
対応等を記した文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所の保有する、日本国憲法第77条（最高裁判所の規則制定権）2項に関し、検察官が最高裁判所の定める規則に従はなかった場合、最高裁判所が執る対応等を記した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年5月25日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

日本国憲法77条（最高裁判所の規則制定権）2項、最高裁判所の定める規則に刑事訴訟規則があり、この規則に検察官が従わなかった場合は憲法違反であって、例えば、検察官が刑事訴訟規則59条（公務員の書類の訂正）に従わずに書類を作成すれば、文字の改変等は書類の真正が疑われ、審理の迅速な進行を妨げ、裁判の公正を図れず、刑事訴訟規則第一編、総則、1条（この規則の解釈、運用）に反し、更に刑法第一七章、文書偽造の罪、156条（虚偽公文書作成等）に当たる。そして、刑事訴訟規則59条（公務員の書類の訂正）

は書類の真正を担保するものである。刑事訴訟規則 303 条（検察官及び弁護人の訴訟遅延行為に対する処置）1 項、2 項、3 項は、検察官及び弁護人が最高裁判所の定める規則、刑事訴訟規則に従わなかった場合に裁判所が執る対応等である。従って、最高裁判所が本件開示申出文書を作成又は取得していないとは考えられず、仮に、本件開示申出文書を作成又は取得していないとするならば、検察官が最高裁判所の定める規則に従わなかった場合、それは日本国憲法違反であり、それを最高裁判所が看過することはないから、何らかの対応方法は存在する筈であり、それがなければ日本国憲法 77 条（最高裁判所の規則制定権）2 項、及び、最高裁判所の定める規則は、全く機能しない。よって、検察官が最高裁判所の定める規則に従わなかった場合の対応方法等の情報提供を求める。

第 4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所において本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。
- 2 憲法 77 条 2 項においては、検察官は、最高裁判所の定める規則に従わなければならないと定められているが、憲法及びその他の関連法規において、検察官が最高裁判所の定める規則に従わなかった場合に最高裁判所がとる対応等に関する定めはない。苦情申出人は、刑事訴訟規則の特定の条項を例示した上で、本件開示申出に係る文書を作成又は取得していないとは考えられない旨主張する。しかし、仮に検察官が個別の事件において最高裁判所の定める規則に従わなかった場合には、当該事件を担当する裁判所が個別に対応するものであり、司法行政文書として、本件開示申出に係る文書を作成又は取得する必要はない。

第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和 4 年 7 月 4 日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

③ 同年10月14日 審議

④ 同年11月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 憲法及びその他の関連法規において、検察官が最高裁判所の定める規則に従わなかった場合に最高裁判所がとる対応等に関する定めはないことを踏まえると、仮に検察官が個別の事件において最高裁判所の定める規則に従わなかった場合には、当該事件を担当する裁判所が個別に対応するものであり、司法行政文書として、本件開示申出に係る文書を作成し、又は取得する必要はないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子